

令和4年第2回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和4年2月25日(金)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和4年2月25日 午後2時47分							
閉 会	令和4年2月25日 午後3時28分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	欠席		荒井 晃一	欠席	木暮 剛	欠席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	欠席	野本 照夫	欠席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	欠席	馬場 勝美	欠席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	欠席	関口 正	欠席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	欠席	渡邊 仁	欠席
	6	萩原 豊	出席		河野 博	欠席	秋池 功	欠席
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	欠席	岡野 孝	欠席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	欠席	伊藤 清	欠席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	欠席	三ツ木 宏之	欠席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	欠席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	欠席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	欠席		
	13	島田 豊	出席		安野 悦男	欠席		
議事録署名人			矢部 英利 ・ 酒巻 貞夫					
議事参与			堀越 延年 ・ 森光 亮介					
書 記								

会議事件名

- 議案第3号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第4号 農地法第4条の規定による転用許可申請
- 議案第5号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

顛末

令和4年2月25日
開会 午後2時47分

【会長代理】 これより、令和4年第2回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、12名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正をお願いします。

【事務局】 訂正箇所が4点ございます。1ページの議案第3号 農地法第3条の規定に関する件について、備考欄には「元荒川上流土地改良区」とありますが、正しくは「足立北部土地改良区」に訂正をお願いします。2ページの番号7と8の受人経営面積が790.70とありますが、正しくは763.72にそれぞれ訂正をお願いします。6ページの議案第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について、番号2とありますが、正しくは番号1に訂正をお願いします。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号3番 矢部 英利 委員、番号4番 酒巻 貞夫 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。
議案第3号 農地法第3条の規定に関する件について上程いたします。
事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、議案について説明します。
議案第3号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 9件 23筆

番号2
受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は340日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は232.21アール

	<p>であり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約2キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。なお、本申請の渡人は、法定相続人全員が相続放棄したため家庭裁判所から相続財産管理人として選任された者となります。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【萩原 豊 農業委員】	<p>番号2について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用できるかと判断します。また、本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号3について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号3 受人は稲作を中心とした農業経営を行っております。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は230日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は232.46アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約400メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しない</p>

	ため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【岩崎 新一 農業委員】	番号3について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用できると判断します。また、本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号4について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号4 受人は畑作を中心とした農業経営を行っております。本申請は、受人が耕作している農地への出入り口がないため進入路として本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は180日であり、農作業に常時従事していると認められます。自宅から申請地までは約10キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は12.03アールであり、当管内の下限面積50アールに達していませんが、本申請は農地法施行令第2条第3項第3号の「申請地の位置、面積、形状等から見て、これに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである」に該当するため、許可要件を満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【島田 豊 農業委員】	番号4について調査してまいりました。受人は、畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地を農地への進入路とするため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用できると判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号5について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号5 受人は稲作を中心とした農業経営を行っております。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は1695日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は8,760.72アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約10キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号5について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、田んぼでは水稻を、畑では麦を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的

	<p>に利用できるかと判断します。また、本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号6について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号6 受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は200日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は486.56アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約20メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【渡邊 秋夫 農業委員】	<p>番号6について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、野菜を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用できるかと判断します。また、本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言の</p>

	ある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号7について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号7 受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は230日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は764.34アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約2キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号7について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、野菜を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用できるかと判断します。また、本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号8について内容説明を事務局にお願いいた

	<p>します。</p>
【事務局】	<p>番号8 受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は230日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は791.70アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約100メートル～1.5キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【萩原 豊 農業委員】	<p>番号8について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用できるかと判断します。また、本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号9について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号9 受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。ま</p>

	<p>た、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は380日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は197.71アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約500メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【萩原 豊 農業委員】	<p>番号9について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用できるかと判断します。また、本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号10について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号10 受人は稲作を中心とした農業経営を行っております。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は700日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は657.56アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約100メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利</p>

	用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号10について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、野菜を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用できると判断します。また、本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第3号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第4号 農地法第4条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案第4号 農地法第4条の規定による転用許可申請 1件 1筆 番号1 申請地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地として利用しています。今後も今までどおり申請人が利用するため、本申請地を農家住宅敷地拡張（進入路）として申請するものです。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【大賀 文吉 農業委員】	番号1について調査してまいりました。 申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができるかと判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。農家住宅敷地拡張（進入路）ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	（全員挙手）
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第4号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	それでは、議案について説明します。 議案第5号 農地法第5条の規定による転用許可申請 所有権の移転 3件 59筆 賃借権の設定 1件 1筆 使用貸借権の設定 1件 1筆

	<p>番号7</p> <p>受人は、現在市外のアパートに家族2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【矢部 英利 農業委員】	<p>番号7について調査してまいりました。</p> <p>申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができる判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅の建築にあたり、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置し、雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号8について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号8</p> <p>受人は、現在市内で重量物の運搬業を営んでいます。現在、資材置場及び駐車場が手狭の状態です。市外の土地を賃貸借契約しているため、今後の作業効率向上のため近隣の土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号8について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。資材置場及び駐車場を設置するということで、隣接農地との境界にはコンクリートブロック等を設置し、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号9と10について、事業計画が同じで一体としての申請のため、一括して内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号9、10 受人は、現在市内で食品加工業を営んでいます。国土交通省が施行する一般国道17号（上尾道路Ⅱ期）改築工事に伴い、現在の漬物加工所が収用されることになり、代替地として移転先を探していたところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請地は、令和3年7月7日付けで農用地区域から除外されています。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【江原 浩昭 農業委員】	番号9と10について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種

	<p>農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するものである場合」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができるかと判断します。隣接農地との境界にはコンクリートで土留めを行い、雨水は宅内浸透処理とし、排水については合併浄化槽にて処理した後、既設水路に放流するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>（質問なし）</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号11について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号11 受人は、CO₂削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として太陽光発電設備の設置を計画し、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。太陽光パネル5,778枚を設置し、発電の規模が5,119.48kWの設備を設置し、所要面積は29,846㎡を計画しております。なお、東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【大賀 文吉 農業委員】	<p>番号11について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電を設置するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。隣接農</p>

	地との境界には高さ 30 cmの土堤及びフェンスを設置し、雨水は敷地内で自然浸透とし、定期的に保守管理する旨の契約書も添付されています。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第5号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第5号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第6号生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程いたします。番号1について、渡邊 秋夫農業委員より議案説明をお願いいたします。
【渡邊 秋夫 農業委員】	番号1 この件につきまして、令和4年2月18日に事務局とともに調査したところ、番号1について申出事由の生じたものが、農業を継続して行っていたと認め、農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ただいまの説明について質問を求めます。何かご質問はございませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	それでは採決を行います。議案第6号について、原案通り承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり承認いた

